

## 神栖市動物の愛護及び管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、人及び動物にやさしいまちづくりを目指し、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の意識の高揚を図り、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止し、もって人及び動物の調和のとれた共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項に規定する動物であって、人が飼養又は保管（以下「飼養」という。）するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。
- (3) 係留 動物を逃げるおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産（以下「人の生命等」という。）に危害を加えることがないように、柵、おりその他の囲いの中で飼養し、又は綱等でつないでおくことをいう。ただし、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第8号）第2条第5号に規定する特定犬（規則で定めるものを除く。以下「特定犬」という。）については、おりの中で飼養することをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第4条 市民は、人及び動物の共生について理解を深めるとともに、市が行う施策への協力に努めなければならない。

### (飼い主の責務)

第5条 飼い主は、動物が命あるものであることを十分に認識するとともに、自らが飼養する動物に起因して生ずる事案について責任を負う者であるとの自覚を持たなければならない。

2 飼い主は、動物を終生にわたり飼養するよう努めるとともに、やむを得ず当該動物

を飼養することが困難となった場合は、適正に飼養することができる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

- 3 飼い主は、飼養する動物について、近隣住民の理解が得られるよう周辺の環境に配慮した飼養を心がけるとともに、人及び動物が共生できるやさしいまちづくりに努めなければならない。
- 4 飼い主は、飼養する動物が逸走した場合は、自らの責任で捜索し、収容するよう努めなければならない。
- 5 飼い主は、飼養する動物を屋外で運動させる場合は、そのふん尿その他の汚物又は汚水（以下「汚物等」という。）を適正に処理するとともに、他人の財物（公園、道路その他の公共の場所及びそれらに附属する物を含む。）を損傷又は汚損し、及び人に迷惑をかけることがないように努めなければならない。
- 6 飼い主は、日頃から大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に備え、規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

（犬の飼い主の遵守事項）

第6条 前条に定めるもののほか、犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常時係留しておくこと。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 住居その他の建物の内部又は堅固な塀、柵等で囲まれた場所において、人の生命等に危害を加えるおそれがない方法で犬を飼養するとき。

イ 狩猟犬その他の使役犬をその目的のために使用するとき。

ウ 飼養する犬を制御できる者が、綱等により確実に保持して移動又は運動させるとき。

エ 飼養する犬を、人の生命等に危害を加えるおそれがない場所又は方法で、曲芸その他これに類する催しに参加（その参加のための訓練等を含む。）させるとき。

- (2) 他人へのかみつきの行為を予防するとともに、汚物等を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。

- (3) 飼養状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術、去勢手術その他の適切な処置（以下「不妊手術等」という。）を講ずること。

- (4) 市長に飼養する犬の登録を申請し、交付された鑑札を当該犬に装着すること。

- (5) 狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせ、市長から交付された注射済票を当該犬に装着すること。

- (6) 特定犬の飼い主は、施設の所在する住居の出入口等の見やすい箇所に特定犬を飼養している旨の標識を掲示すること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第7条 第5条に定めるもののほか、猫の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 健康及び安全の保持並びに近隣住民への迷惑防止の観点から、屋内で飼養すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、やむを得ず屋外で行動できるような方法で飼養する場合は、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術等を講ずること。

(災害時の動物の保護)

第8条 災害が発生した場合においては、市は、市民と相互に協力し、動物の保護に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。